

意匠分類記号	意匠分類の名称
B1-900	衣服部品及び付属品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B1-90	一	衣服部品及び付属品
B1-910	全	衣服用部品
B1-912	全	織ネーム
B1-9130	全	衣服用滑り止め具
B1-9131	全	インサイドベルト
B1-914	全	衣服用飾り具
B1-920	全	衣服用付属品

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

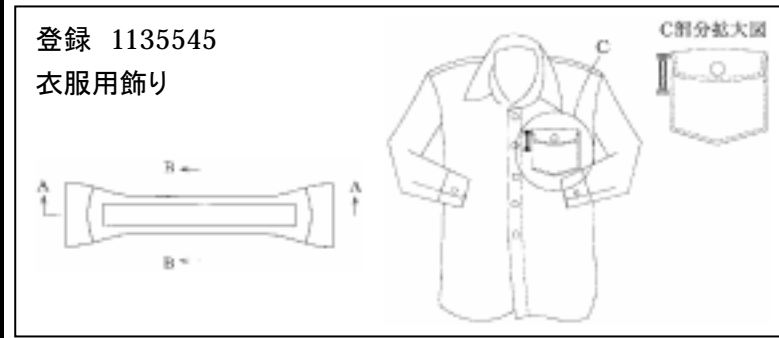
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
織ネーム	衣服用滑り止め具	インサイドベルト
織ネーム地	衣服用胸飾り	インサイドベルト地
ワイシャツの袖口		

定義

汎用性のない、衣服用の部品及び付属品で、下位分類に該当しないものを分類する。
 例えば、「織ネーム」、「衣服用滑り止め具」、「インサイドベルト」、「衣服用胸飾り」等を分類する。
 なお、「織ネーム地」、「インサイドベルト地」も含める。
 ここで言う、「織ネーム」とは、ワイシャツの衿裏等に付ける織物地に刺繍等によって模様等をうき出したテープ状又はラベル状のもの。
 「衣服用滑り止め具」とは、衣服内部の部品であって、衣服のずれや落ちを防ぐもの。
 「インサイドベルト」とは、ズボンのウエストすべり止め等の裏地テープ。
 「衣服用飾り具」とは、衣服外側の装飾的部分。但し、ワッペン(B3-36)を除く。





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・金具類(B9)、ひもの調節具(B9)を除く。
- ・すねに巻き付ける脚絆、脚カバー等(B2-44)を除く。



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		